



Minato

港区障害者移動支援事業の 請求について(別冊)

令和7(2025)年7月版

港区 保健福祉支援部
障害者福祉課
障害者事業所支援係

令和7年度の改正内容の概要

1 短時間支援に係る報酬単価の拡充

- ・サービス提供時間数が30分未満又は60分未満におけるすべての支援に対する報酬単位を拡充します。
- ・利用者負担額が増加します。

2 通学支援加算の新設

- ・始点又は終点が学校(スクールバスポイント含む。)、かつサービス提供時間数が30分未満の支援を通学支援加算の対象とし、日中60分相当の報酬額を支給します。
 - ・通学支援加算は、**1日当たり、行き1回、帰り1回の計2回**まで算定できます。
- ※対象は小学校～高校に通学する児童です。

3 処遇改善加算率の拡充

- ・加算率を37.4%から**40.2%**へ拡充します。

通学支援加算新設に伴う主な変更点

	令和7年度	令和6年度
サービスコード	身体介護あり通学支援0.5 身体介護あり通学支援0.5・2人 身体介護なし通学支援0.5 身体介護なし通学支援0.5・2人	
報酬	【提供時間帯問わず30分】 5,208円 ※明細書(基本報酬)で3,696円算定 請求書(加算)で1,512円算定 ※身体介護ありの場合の報酬額の例です。	【日中30分】 2,867円 【早朝又は夜間30分】 3,584円
利用者負担	【提供時間帯問わず】 370円 ※日中30分と同額 ※身体介護ありの場合の利用者負担額の例です。	【日中30分】 287円 【早朝30分】 359円
提出書類	・請求書(基本報酬、加算) ・明細書 ・実績記録票 ・実施記録 ・通学支援提供内訳書	・請求書 (基本報酬、処遇改善) ・明細書 ・実績記録票 ・実施記録

通学支援加算の請求について

【実績記録票作成のポイント】

- ・ Aについて
サービス提供実績に基づき、サービス提供時間を入力します。
備考欄は「通学支援加算(行き)」又は「通学支援加算(帰り)」を選択します。
算定時間数が30分の場合、通学回数欄に通学支援加算対象となる支援回数が自動でカウントされ、提供内容欄に、備考欄で選択した内容の識別番号が自動で表示されます。※手書きの場合は、実績記録表下部に記載している各提供内容の番号を記載してください。
また、実績記録票の下段に、通学支援加算の算定可能回数が表示されます。
2時間ルール適用の場合は、通学支援加算の算定対象とはなりますが、明細上は単一コード(合算して日中1.0など)の算定となりますので、明細書の通学支援0.5の算定からは除きます(明細書下段の「通学支援0.5」算定回数(参考)のとおりに)。
- ・ Bについて
1日当たり、行き1回、帰り1回の計2回まで算定することができます。
算定上限を超過すると、通学回数欄に「×」と表示され、通学支援加算は算定されません。
【例】8日8:30-9:00(自宅→学校) → 対象 ①
8日16:30-17:00(学校a→学校b) → 対象 ②
8日19:00-19:30(学校b→自宅) → 対象外 ③×→夜間0.5として扱う
- ・ Cについて
2時間ルール合算適用対象の支援であっても、通学支援加算を算定することができます。
通学支援加算対象となる場合、備考欄は「通学支援加算(行き)」又は「通学支援加算(帰り)」を選択します。
【例】10日16:30-17:00(学校→放デイ)/10日18:00-18:30(放デイ→自宅)
- ・ Dについて
2人介護の場合は、1日当たり、行き2回、帰り2回の計4回まで算定することができます。
提供内容欄は「6」、備考欄は「通学支援加算(行き)2人介護」又は「通学支援加算(帰り)2人介護」として、1行で入力することで、2回分の通学支援加算をカウントします。
※他事業所との2人介護の場合は、提供内容欄は「1」、備考欄は「通学支援加算(行き)他事業所と2人介護」又は「通学支援加算(帰り)他事業所と2人介護」として、各1回分算定します。

【実績記録票】

日付	曜日	移動支援計画			サービス提供時間			提供内容	利用者確認欄	備考欄(プルダウンから選択)	通学回数
		開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	算定時間数				
7	月	8:30	9:00	0.5	8:30	9:00	0.5	5		通学支援加算(行き)	1
7	月	16:30	17:00	0.5	16:30	17:00	0.5	5		通学支援加算(帰り)	1
8	火	8:30	9:00	0.5	8:30	9:00	0.5	5		通学支援加算(行き)	2
8	火	16:30	17:00	0.5	16:30	17:00	0.5	5		通学支援加算(帰り)	2
8	火	18:00	18:30	0.5	19:00	19:30	0.5	1		通学支援加算(帰り)	×
10	木	8:30	9:00	0.5	8:30	9:00	0.5	5		通学支援加算(行き)	3
10	木	16:30	17:00	0.5	16:30	17:00	0.5	5		通学支援加算(帰り)	3
10	木	18:00	18:30	0.5	18:00	18:30	0.5	1		2Hルール	
14	月	8:30	9:00	0.5	8:30	9:00	0.5	5		通学支援加算(行き)	4
14	月	16:30	17:00	0.5	16:30	17:00	0.5	5		通学支援加算(帰り)	4
15	火	8:30	9:00	0.5	8:30	9:00	0.5	6		通学支援加算(行き) 2人介護	6
15	火	16:30	17:00	0.5	16:30	17:00	0.5	6		通学支援加算(帰り) 2人介護	6
通学支援加算(行き)		6	通学支援加算(帰り)		6	通学支援加算対象の提供回数			12		
						明細書の「通学支援0.5」算定回数(参考)			11		

【移動支援事業明細書】 ※前頁の実績記録票の例による

移動支援事業明細書									
受給者証番号		8 0 0 0 0 0 0 0 0 0							
支給決定障害者等氏名		シト 港 イチロウ 一郎							
支給決定に係る障害児氏名		シト 港 知ウ 太郎							
事業所番号		1 3 0 3 0 0 0 0 0 0							
事業者及びその事業所の名称		訪問介護みなとくやくしよ							
地域区分		1 級地							
受給者証に記載されている利用者負担上限月額①		4,600		契約サービス		身体介護			
						あり ・ なし			
サービス内容		算定単位	算定回数	当月算定単位	摘 要				
0 2	3111 身体介護あり通学支援0.5	330	9	2970	X				
0 2	1215 身体介護あり夜間0.5	412	1	412	B				
0 2	1423 身体あり日中0.5・夜間0.5	511	1	511	C				
0 2	3112 身体介護あり通学支援0.5・2人	330	2	660	D				

・ Xについて

「身体介護あり通学支援0.5(コード3111)」又は「身体介護なし通学支援0.5(コード8111)」を算定(*)します。

※通学支援加算の算定回数は次ページで説明します。

・ Bについて

通学支援加算の対象外のため、通常のサービスコードで算定します。(「身体介護あり夜間0.5(コード1215)」)

・ Cについて

2時間ルールが適用されるため、「身体介護あり通学支援0.5(コード3111)」ではなく、2時間ルール合算適用後の「身体あり日中0.5・夜間0.5(コード1423)」で算定します。

※本ケースは、通学支援0.5では算定できませんが、通学支援加算は算定できます。

・ Dについて

通常の2人介護の算定と同様に、2人目については「身体介護あり通学支援0.5・2人(コード3112)」又は「身体介護なし通学支援0.5・2人(コード8112)」を使用します。

*基本報酬の算定回数について

実績記録票下段「通学支援加算対象の提供回数」から、2時間ルール合算適用の算定回数(C)、2人介護の算定回数(D)を除いた回数を算定します。

※例の場合の算定回数: X(9回) = A - C - D = 12 - 1 - 2 = 9

【通学支援提供内訳書】

令和7年4月分

通学支援 提供内訳書

事業所番号

1310300000

事業所名称

訪問介護みなとくやくしよ

No	受給者証番号	支給決定障害児童氏名	支援内容	回数(個別)	備考
1	8000000000	港 太郎	学校(スクールバスポイント) ↓ 目的地	6	
2	8000000000	港 太郎	学校(スクールバスポイント) ↓ 目的地	6	
3	0000000000	港 花子	出発地 ↓ 学校(スクールバスポイント)	2	

全児童の通学支援加算
算定回数の総合計

提供回数(個別) C	100
------------	-----

【請求書(加算)】

令和7年04月分

地域区分

1級地

請求金額

¥613,982

請求加算名	回数 C	港区請求額
通学支援加算	100	151,200
請求加算名	本体費用合計 A	港区請求額
処遇改善加算	1,000,000	462,782

・児童ごとに、通学支援加算の算定回数(E)を入力します。各利用者の実績記録票の32,33行目を参照し、行きと帰りを区分けした上で、通学支援提供内訳書を作成します。

・通学支援提供内訳書に記載した提供回数(E)の合計が、同シートの44行目「提供回数(個別)C」及び「請求書(加算)」の通学支援加算の「回数 C」に自動で入力されます。

※通学支援提供内訳書が2枚にわたる場合は、区にご連絡ください。

・「請求書(加算)」の地域区分を選択すると、請求金額が自動表示されます。

※処遇改善加算(40.2%)の対象は、本体費用合計と通学支援加算額となります。

令和7年度処遇改善加算額=(通学支援加算額+本体費用合計)×40.2%

【上記の例の内訳】462,782円=(1,512円×100回+1,000,000円)×40.2%

入力例に基づく請求方法

A(※4)

日付	曜日	移動支援計画			サービス提供時間			不通人数	利用者選別欄	備考 (二人介護等の情報を記入してください。)	通学回数
		開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間	算定時間数				
7	月	8:30	9:00	0:30	8:30	9:00	0:30	1		通学支援加算(行き)	1
7	月	16:30	17:00	0:30	16:30	17:00	0:30	1		通学支援加算(帰り)	1
8	火	8:30	9:00	0:30	8:30	9:00	0:30	1		通学支援加算(行き)	2
8	火	16:30	17:00	0:30	16:30	17:00	0:30	1		通学支援加算(帰り)	2
8	火	18:00	18:30	0:30	19:00	19:30	0:30	1		通学支援加算(帰り)	X
10	水	8:30	9:00	0:30	8:30	9:00	0:30	1		通学支援加算(行き)	3
10	水	16:30	17:00	0:30	16:30	17:00	0:30	1		通学支援加算(帰り)	3
10	水	18:00	18:30	0:30	18:00	18:30	0:30	1		2Hルール	
14	月	8:30	9:00	0:30	8:30	9:00	0:30	1		通学支援加算(行き)	4
14	月	16:30	17:00	0:30	16:30	17:00	0:30	1		通学支援加算(帰り)	4
15	火	8:30	9:00	0:30	8:30	9:00	0:30	2		通学支援加算(行き) 2人介護	6
15	火	16:30	17:00	0:30	16:30	17:00	0:30	2		通学支援加算(帰り) 2人介護	6

【実績記録票】

- ・通学支援加算(行き) 6回(7日、8日、10日、14日、15日、15日2人目)
- ・通学支援加算(帰り) 6回(7日、8日、10日、14日、15日、15日2人目)
- ・B→8日 18:00～18:30は、通学支援加算(帰り)を選択しているが、帰りが2回目となるため、対象外

12回

【明細書】

- ・コード3111 身体介護あり通学支援0.5 9回 →X(※1)
- ・コード1215 身体介護あり夜間0.5 1回 →B(※2)
- ・コード1423 身体介護あり日中0.5・夜間0.5 1回 →C(※3)
- ・コード3112 身体介護あり通学支援0.5・2人 2回 →D
- 1人目(行き1回・帰り1回)はX、2人目(行き1回・帰り1回)はDで算定

※1・・・ X = (12回:A)通学支援加算対象の算定回数
 - (1回:C)2時間ルール合算適用対象の算定回数
 - (2回:D)2人介護の算定回数

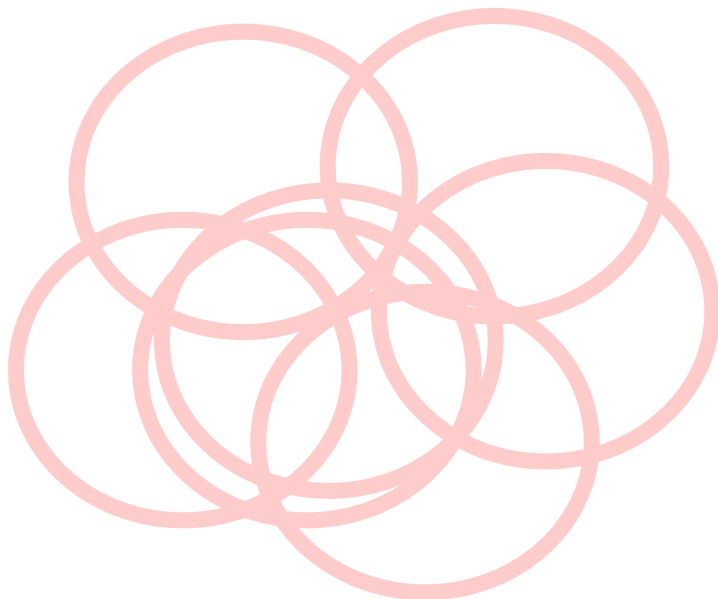
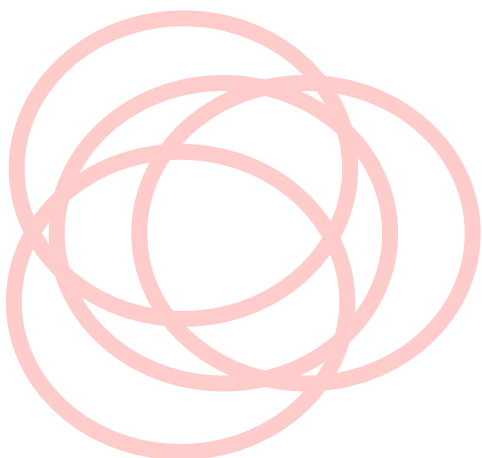
$$X = A - C - D = 12 - 1 - 2 = 9回$$

※2・・・帰りが2回目で加算の対象外となるため、コード3111ではなく、提供時間に応じたコード(例の場合:「コード1215 身体介護あり夜間0.5」)を選択します。

※3・・・通学支援0.5より優先して、2時間ルールを適用して算定します。(実績記録票には、通学支援加算対象としての回数が計上(自動入力)されますが、明細上の通学支援の回数には計上されません(合算するため)。)

【通学支援提供内訳書】

- ・通学支援加算 12回
- 実績記録票の「通学加算(合計)」の回数(A)(※4)と同値となります。
- 通学支援加算(回数)には、1日当たり行き1回、帰り1回(2人介護の場合は、各2回)の合計値が計上されます。



問合せ

■ 支給決定内容や受給者証・利用方法に関する問合せ

利用者の住所を管轄する各地区総合支所区民課保健福祉係へ問合せください。

- 芝地区総合支所
港区芝公園1-5-25 TEL: 03-3578-3161
- 麻布地区総合支所
港区六本木5-16-45 TEL: 03-5114-8822
- 赤坂地区総合支所
港区赤坂4-18-13 TEL: 03-5413-7276
- 高輪地区総合支所
港区高輪1-16-25 TEL: 03-5421-7085
- 芝浦港南地区総合支所
港区芝浦1-16-1 TEL: 03-6400-0022

■ 事業の制度や請求に関する問合せ

障害者福祉課 障害者事業所支援係

港区芝公園1-5-25

TEL :03-3578-2671 FAX:03-3578-2678

MAIL:minato43@city.minato.tokyo.jp

■ ホームページ

請求に必要な書類等をアップロードしています。

[港区ホームページ](#)>健康・福祉>障害者福祉>

[障害福祉サービス事業者等の方へ](#)>移動支援事業請求書式一覧

を参照してください。